

芦田川流域環境啓発活動協力団体 募集要項

令和 8 年 1 月

芦田川流域総合啓発作業部会

1. 芦田川流域環境啓発活動協力団体募集の目的

芦田川流域総合啓発作業部会（以下、「啓発WG」という。）は、芦田川流域をフィールドとして環境啓発活動する地方公共団体及び市民団体や住民等が互いに連携し、水源や水辺の保全、生物多様性の保全、子供たちへの環境教育などに取り組み、流域一帯となった流域協働による啓発活動を推進することを目的として設置されています。

啓発WGでは、芦田川流域の啓発活動の一環として、芦田川見る見る館（以下、「見る見る館」という。）を拠点とした環境保全や教育等について幅広に取り組むことで、地域の自主的かつ積極的な活動の裾野を広げ、水環境改善意識を醸成していくこととしております。

このため、啓発WGでは、令和8年度に見る見る館を拠点とした芦田川流域の環境啓発活動に協力できる団体（以下「協力団体」という）を募集することとしました。

2. 施設の所在等

- （1）施設の名称：見る見る館
- （2）施設の所在地：福山市御幸町中津原字堀内
- （3）見る見る館の施設を利用する範囲は、別図-1のとおり

3. 利用に関する事項

協力団体が見る見る館を利用するうえで遵守・実施する事項は、以下の事項のとおり。

（1）基本的事項

- ①見る見る館は「水質改善」をテーマにした施設であり、その設置目的に基づいた利用を行うこと。
- ②効率的かつ効果的な啓発活動を行い、経費の節減及び来館者へのサービス向上に努めること。
- ③来館者の安全を第一に考えること。
- ④特定の個人や団体及びグループに対して、有利あるいは不利になるような取扱いをしないこと。
- ⑤個人情報の適切な管理を行うこと。
- ⑥来館者等の意見・要望を聴き、来館者へのサービスに反映させること。

（2）啓発活動に関する実施事項

- ①見る見る館を利用した環境にかかる情報発信事業に関する事項。
 - ア 管内説明（芦田川流域の概要）
 - イ パックテストによる川の水質調査（経年変化の確認）
 - ウ 旧高屋川浄化施設説明（各設備の説明）
 - エ その他目的達成に必要な事項
- ②芦田川の環境にかかるイベント支援事業に関する事項。
 - ア 芦田川をテーマとしたイベント・企画展・講座の開催
- ③見る見る館のテーマを達成するために必要な事業
 - ア 見る見る館に関わる関係者・各団体の自立・連携・交流の促進

（3）施設等の利用にあたっての実施事項

- ①啓発活動にかかる人数・形態は、来館者等に支障がないように定めること。
- ②啓発活動実施に際して、必要な研修等を実施すること。
- ③啓発活動に利用する備品等の利用計画・実態報告を行うこと。
 - ・パックテスト、コピー等の利用に際して、利用台帳等を作成し管理すること。
- ④当該施設に設置してある啓発機器等の点検・応急対応を行うこと。
 - ・水槽、エアーポンプ、顕微鏡、模型等に異常が発生した場合は、第三者及び展示物への影響拡大防止等の応急的な措置を行うこと。
- ⑤開館時における緊急時対応、防犯・防災対応については、協力団体が連絡体制等を定め関係者への指導を行うこと。

4. 利用の期間等

利用期間：令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間

開館日：原則、土曜・日曜・祝日（年間20日程度を予定。なお、活動経費の範囲内の開館となります。）

利用時間：原則、午前9時から午後4時まで（準備・片付け等を含む）

※新型コロナウイルスの感染状況によっては上記、開館日及び開館時間に拘らず活動経費の範囲内で開館日、開館時間を調整する。

※開館日、開館時間については、企画提案等に基づき来館者へのサービス向上等に寄与すると認めるとときは、これを変更することができる。

5. 協力団体に提案を求める事項

見る見る館を利用した啓発活動に関する企画提案として、以下の啓発活動内容及び活動体制について提案をとりまとめ提出すること。

- （1）啓発活動内容：芦田川流域の水質改善等にかかる啓発活動について
- （2）活動体制：一般開放にかかる活動体制

6. 活動に要する経費

（1）基本的事項

来館者の施設の利用については、公的な施設のため「利用料金制」を採用してはならない。

（2）活動経費（令和8年度）

啓発WGは施設を利用した啓発活動に必要と見込まれる経費の上限額（以下「基準価格」という。）として、企画提案書に基づき活動費（人件費、事務費、保険料等を指し、以下「活動経費」という。）に係る相当額を支払いすることとし、それ以外の支出については、協力団体の負担でまかぬことになります。ただし、協力団体が提出した申請額が基準価格を下回る場合には申請額の範囲内で活動していただきます。

また、活動経費は、2.（3）の範囲における活動にのみ計上できるものとし、2.（3）の範囲外でのイベント等と連携して活動を行う場合にあっては、2.（3）の範囲外での活動に対して活動経費を充当することはできません。

活動経費の支払い時期、方法等については、啓発WGと協力団体で締結する協定書で定めるものとします。

なお、活動経費の基準価格については、以下のとおり設定しており、申請にあたっては、基準価格以内の委託料に基づいて事業計画を作成することとします。

なお、基準価格は消費税及び地方消費税を含んだ額であるので、留意してください。

【基準価格】令和8年度 550千円程度（予定）

※基準価格は、現時点での予定であり、減額となる場合があります。

（3）活動経費の精算

協力団体は利用期間での運営において、活動経費に剩余金が発生した場合は、返還を行うこと。

（4）管理口座・区分経理

活動経費は、団体自体の口座とは別の口座で管理してください。また、協力団体としての当該活動に係る経理とその他の業務に係る経理を区分して整理してください。

7. 応募資格

（1）応募者の資格

見る見る館を円滑かつ安定して運営できる法人その他の団体等とし、共同事業体も可とします。団体の場合、法人の有無をといません。（ただし、個人は応募不可）また、次の全ての要件を満たすものとします。

- ①広島県福山市、府中市及び岡山県井原市のいずれかに主たる事務所又は事業所を有する法人等（共同事業所を含む）であること。
- ②代表者及び役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられているものがいないこと。
- ③会社更生法（昭和27年6月7日法律第172号）及び民事再生法（平成11年12月22日法律第225号）等による手続をしている団体でないこと。
- ④暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行うものでないこと。
- ⑤国税及び地方税の滞納がないこと。
- ⑥地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により、広島県における一般競争入札等の参加を制限されているものでないこと。

（2）応募の形態について

応募者の形態は、以下の示す形態のいずれかとします。

- ・単独団体：一つの企業、団体（任意団体等。）
- ・共同事業体：複数の企業、団体から構成される事業体

※共同事業体の形態をとる場合には、必ず代表企業・団体を明記することとし、協定の締結にあたっては共同事業体の構成員全てを協定当事者とします。選定後の協議は代表企業・団体を中心に行いますが、協定に関する責任は共同事業体の構成員全てが負うことになります。

8. 募集要項の配布・説明会

(1) 担当部局

芦田川流域総合啓発作業部会 事務局（福山河川国道事務所 流域治水課）
〒720-0031 広島県福山市三吉町四丁目4-13
電話 084-923-2628 FAX 084-923-2559 e-mail fukuyama@cgr.mlit.go.jp

(2) 募集要項配布

以下のとおり、募集要項等を配布します。
配布期間：令和8年1月23日（金）から令和8年2月19日（木）まで
配布場所：上記（1）及び国土交通省福山河川国道事務所ホームページ
(<http://www.cgr.mlit.go.jp/fukuyama/>) からのダウンロード

(3) 募集要項等に関する説明会

日時：令和8年2月13日（金）午後2時～
場所：見る見る館 2階
参加人数：各団体3名以内とし、本募集要項を持参願います。
申込方法：令和8年1月23日（金）から令和7年2月6日（金）の午前9時から午後5時まで
(必着)

「芦田川流域環境啓発活動協力団体募集要項等に関する説明会参加申込書（様式第2号）」に
より、以下のとおり申込してください。
申込場所：上記（1）と同じ
提出方法：FAX又はe-mail

(4) 募集要項等に関する質問書の受付

募集要項等の内容に関する質問を「芦田川流域環境啓発活動協力団体募集要項等に関する質問書（様式第3号）」により、以下のとおり受付します。なお、齟齬等を防ぐため、質問期間以外の質問、又は口頭、電話での質問には回答できません。

受付期間：令和8年1月23日（金）から令和8年2月13日（金）までの午前9時から午後5時まで（必着）

提出場所：上記（1）と同じ
提出方法：FAX又はe-mail

(5) 募集要項等に関する質問書の回答

質問回答は、質問者及び説明会参加団体にFAX又はe-mailにより、質問者名を伏せて回答します。

回答日：令和8年2月18日（水）

9. 申請の手続き

（1）啓発活動協力団体申請書の提出

申請書類に係る費用は、応募者の負担とし提出された書類や資料は返却しません。

- （ア）芦田川流域環境啓発活動協力団体申請書（第1号様式）
- （イ）見る見る館での環境啓発活動に関する事業計画書（様式第4号）
- （ウ）見る見る館での環境啓発活動に関する収支計画書（様式第5号）
- （エ）誓約書（様式第6号）
- （オ）定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- （カ）法人にあっては、当該法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
- （キ）直近2カ年における事業報告書及び決算報告書（貸借対照表、損益計算書等）
- （ク）団体の役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類、又はこれらに相当する書類
- （ケ）納税証明書
 - ・直近1年間の国税、都道府県民税、市町村民税の各納税証明書
 - ・設立1年未満の場合は、代表者の納税証明書（国税、都道府県民税、市町村民税）
 - ・その他の団体の場合は、代表者の直近1年間の納税証明書（国税、都道府県民税、市町村民税）
- （コ）共同事業体による申請書類提出
 - ・申請書類（ア）～（エ）の他に、各構成員すべての上記（オ）～（ケ）の書類及び、各構成員で交わした協定書（任意様式）を提出すること。
- （サ）受付期間：令和8年1月23日（金）から令和8年2月20日（金）までの午前9時から午後5時まで（必着）に郵送あるいは持参。
※FAXやe-mailでの申請は受付できません。
- （シ）提出場所：8.（1）と同じ
申請書提出部数 正本：1部 副本：1部

（2）申請にあたっての留意事項

（ア）複数申請の禁止

- ・1応募団体につき1申請とします。同一構成共同事業体による複数の申請をした場合は、失格とします。

（イ）申請書提出期限までに所定の書類の提出がない場合

- ・申請がなかったものとして取り扱うこととします。

（ウ）共同事業体の構成団体の変更

- ・共同事業体での提出後、代表団体及び構成団体の変更は認めません。
ただし、構成団体の倒産、解散等特別な事情が認められ、審査の公平性及び業務遂行上の支障がないと啓発WGが判断した場合には、変更を可能とすることもあります。

（エ）応募の辞退

- ・団体の解散等の事情により、応募を辞退することが明白になった場合には応募辞退届（様式7号）を提出して下さい。

(オ) 提案内容変更の禁止

- ・軽微な変更を除き、提出した書類の内容を変更することは認めません。

(カ) 追加資料の提出

- ・啓発WGが必要と認める場合は、申請者に対して、提出された書類の内容についての説明又は追加資料の提出等を求めることがあります。

(キ) 虚偽の記載及び不正のあった場合の無効

- ・申請書に虚偽の記載があった場合や不正があった場合、当該申請は無効とします。

(ク) 著作権の帰属

- ・事業計画書等の著作権は、申請者に帰属します。ただし、啓発WGは、協力団体候補者の決定の公表等必要な場合には、事業計画書等の内容を無償で利用できるものとします。尚、申請書類は理由の有無に関わらず返却しません。

(ケ) 情報公開条例に基づく開示請求

- ・提出された申請書類等については、法律に基づく開示請求により、個人に関する情報等非開示すべき箇所（非公開情報：個人に関する情報や申請者の正当な利益を害する恐れのある情報等）を除き公開されることがあります。

(コ) 申請書類に該当がない場合

- ・申立書（様式第8号）を提出して下さい。

10. 協力団体の候補の選定

(1) 選定基準

- ①啓発活動に関する計画書に沿った運営を安定して行える物的及び人的能力を有していること。
- ②啓発活動に関する企画提案において、施設目的等との整合性・提案内容の実現性を有していること。
- ③来館者の公平な利用が確保できるとともに、サービスの向上が図れるものであること。
- ④見る見る館の効用を最大限に發揮するとともに、その運営に係る経費の縮減を図るものであること。

(2) 選定方法

- ①選定に当たり、提出書類により応募資格を確認後、選定委員会による提案内容等の書類審査により協力団体を選定します。なお、応募者が多数の場合は書類審査後、提案概要説明（プレゼンテーション）及び質疑審査を実施する場合があります。
- ②提案概要説明（プレゼンテーション）を実施する場合は、日時、場所等について、後日、該当する申請者に対して文書で通知します。
- ③提案概要説明（プレゼンテーション）の出席者は3名以内とし、総括担当者については必ず出席ください。ただし、出席者は原則として代表者及びその社員とします。（任意団体については構成員）

(3) 選定審査対象除外

次の要件に該当する場合は、選定審査の対象から除外します。

- ① 提出書類に虚偽の記載があったとき。
- ② この募集要項に違反または著しく逸脱したとき。
- ③ 提出期限までに必要な書類がそろわなかつたとき。
- ④ その他不正行為があつたとき。

(4) 審査結果の通知及び公表

選定委員会で申請者の最終評価を行い、協力団体としてふさわしい法人等を選定し通知します。なお、選定結果は、申請者全員に文書で通知するとともに公表します。

1 1. 協力団体等との協定等の締結

(1) 協定締結

啓発WGと協力団体は事業内容に関する事項、管理に関する事項等について協議の上、協定を締結します。(別紙「芦田川見る見る館」の利用に関する協定書(案)のとおり)

また、使用にあたつて、高屋川河川浄化施設を管理する国土交通省福山河川国道事務所と施設使用に関する覚書を締結してください。(別紙「芦田川見る見る館」等の使用に関する覚書(案)のとおり)

(2) 協定書の解釈に疑義が生じた場合等の措置

協定書の解釈に疑義が生じた場合または協定書に定めのない事項が生じた場合については、施設管理者及び啓発WGと協力団体は誠意を持って協議するものとする。

1 2. その他

(1) 協力団体の責任履行に関する事項

- ①協力団体は、施設又は来館者に被害があつた場合は、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに啓発WGに報告しなければならない。
- ②協力団体は、事業継続が困難になった場合又はそのおそれが生じた場合は、速やかに啓発WGに報告しなければならない。
- ③前記に規定するもののほか、協力団体の責任履行に関する事項については、協定で定めることとします。

(2) 事業の継続が困難となった場合の措置

- ①協力団体の責に帰すべき事由により、事業の継続が困難になった場合は、啓発WGは利用の取り消しをできるものとします。
また、協力団体の利用を取り消された場合、協力団体は啓発WGに生じた損害を賠償しなければならない。
- ②協力団体の責に帰すことができない事由による場合
不可抗力等、協力団体の責に帰すことができない事由により、事業の継続が困難になった場合、啓発WGと事業継続の可否について協議するものとする。

③前記に規定するもののほか、事業の継続が困難となった場合の措置については、協定で定めます。

(3) 法令等の遵守

協力団体は見る見る館の運営にあたっては、本要項のほか、関係法令・協定等に基づかなければならぬ。

「芦田川見る見る館」の利用に関する協定書（案）

「芦田川見る見る館」を芦田川流域の水質改善等の啓発活動推進のために利用することについて、芦田川流域総合啓発作業部会会長（以下「甲」という）と○○○○○○（以下「乙」という）は、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、甲と乙双方がそれぞれの役割と責任の下で、相互の立場を尊重し対等な関係に基づき協力し協働で啓発活動を進めていくために必要な事項並びに甲が河川管理者から河川法第24条の占用許可を受けて管理する高屋川河川浄化施設の一部に設置されている「芦田川見る見る館」（以下「施設」という）を乙が利用するにあたって必要な事項を定めることを目的とする。

（目 的）

第2条 「芦田川見る見る館」の利用にあたっては、甲及び乙は、芦田川流域をフィールドとして環境啓発活動する地方公共団体及び市民団体や住民等が互いに連携し、水源や水辺の保全、生物多様性の保全、子供たちへの環境教育などに取り組み、流域一帯となった流域協働による啓発活動の推進を目的とする。

（役割及び責任分担等）

第3条 甲及び乙は、前条に掲げる目的を達成するためそれに次に掲げる役割を分担し、その役割についてそれぞれの責任で実施するものとする

甲の役割	①流域における啓発活動方針、啓発活動内容の調整・決定に関すること ②環境啓発の普及に関すること ③芦田川見る見る館の使用（評価・助言）に関すること ④その他目的達成に必要な事項 ⑤必要となる情報公開及び説明責任に関すること
乙の役割	①芦田川見る見る館を利用した環境にかかる情報発信事業に関すること ②芦田川の環境にかかるイベント支援事業に関すること ③水質改善の目的を達成するために必要な事業に関すること ④その他、公募時の提案に関すること ⑤施設の利用に関すること ⑥利用者として必要となる情報公開及び説明責任に関すること

2 甲及び乙は、具体的な事業の企画及び実施について、協議の上決定するものとする。

（範 囲）

第4条 本協定の適用範囲は、福山市御幸町中津原字堀内に設置されている高屋川浄化施設とし、別図－1のとおりとする。

2 乙が利用できる施設の範囲は、別図－2のとおりとする。

(利 用)

第5条 乙は、河川管理者が行う河川管理に支障のない範囲で、乙の責任において高屋川河川浄化施設内の施設・設備及び物品（以下、「施設等」という。）を使用することが出来る。

- 2 乙は、施設等を善良な管理者の注意義務を持って良好に利用・管理しなければならない。
- 3 乙は、利用にあたってあらかじめ第4条に定める高屋川河川浄化施設を管理する国土交通省中国地方整備局福山河川国道事務所長（以下「施設管理者」という）と「施設使用に関する覚書」を締結し、鍵の貸与等施設の利用について取決めをかねなければならない。

(転貸等の禁止)

第6条 乙は、施設等の全部若しくは一部を転貸し、またはこれを担保にしてはならない。

- 2 乙は、第2条に定める目的を達成するために施設等を利用するものとし、乙の団体活動その他の目的に利用してはならない。

(施設の利用に対する禁止・制限)

第7条 甲は、自ら及び国、地方公共団体、市民団体等が実施する催事等により施設の利用が競合する場合など、必要に応じて施設等の禁止及び制限を行うことができるものとし、乙はこれに従わなければならない。

(利用計画)

第8条 乙は、施設使用予定について、あらかじめ利用計画書を作成し甲へ提出しなければならない。

- 2 乙は、前項の利用計画書を変更する必要が生じた場合は、速やかに変更利用計画書を作成し甲へ提出するものとする。
- 3 乙は、利用計画書に定めた啓発活動の実施及び施設の物品類を使用しようとするときは、事前に実施計画を甲に提出するとともに実施後は速やかに使用等にかかる実績報告書を作成し甲に提出するものとする。
- 4 乙は、この協定に係る使用を終了するときは、前項に規定する使用等にかかる使用実績報告書をとりまとめ、甲に提出するものとする。

(活動経費)

第9条 甲は、本協定に係る活動実施に必要な経費をあらかじめ乙に通知する限度額の範囲内において負担するものとする。

- 2 乙は、甲に本協定に係る活動に必要な経費の請求を行うときは内訳明細書を添えて行うものとし、甲は、適正な請求と認めたときは、請求を受理した日から起算して30日以内に、乙の指定する口座へ支払うものとする。
- 3 乙は、前項の請求内容と相違する支出をしようとするときは、あらかじめ甲の承認を受けなければならない。
- 4 乙は、その年の利用計画書に係る活動を完了したときは、活動経費の精算書を作成し速やかに甲に報告しなければならない。
- 5 乙は、前各項に定める支出以外の支出等により甲に損害を与えたときは、甲にその額を賠償しなければならない。

6 この契約が途中で解約された場合等により乙が受領した金額に残額を生じたときは、速やかに甲に返還しなければならない。

(安全管理)

第10条 乙は、来館者等が施設等を快適かつ安全に利用できるよう、善良なる管理者の注意義務及び体制をもって対処しなければならない

2 乙は、事故及び災害等の発生時には、被災者の安全確保を行ったうえで、甲に速やかに連絡、報告を行い甲がする指示に従わなければならない。

(損害賠償等)

第11条 乙は、故意または過失により施設等または第三者に損害を与えた場合、その損害を補償しなければならない。但し、甲の責に帰すべき事由により生じたものは、甲の責任において対処する。

2 甲または乙のどちらかの責により、施設等または第三者に損害等を与えた場合には、責任を明確にした上で、その原因者が費用の負担を行うものとする。

3 乙は、利用者・第三者による施設及び設備に損害を発見した場合は、甲に遅滞なく報告しなければならない。また、災害その他不測の事態により施設及び設備に損害を発見した場合も同様とする。

(緊急時の措置)

第12条 乙は、施設及び設備が災害その他不測の事態が発生した場合、または施設及び設備に異常を発見した場合において、緊急を要する時は利用の範囲に拘わらず、必要な応急措置を行うことができるものとする。但し、この場合においては、事後速やかに当該措置を行った旨を甲及び施設管理者に通知しなければならない。なお、応急措置に要した費用の取扱については甲乙及び施設管理者協議の上、決定するものとする。

(守秘義務)

第13条 乙は、活動により知り得た施設情報及び個人情報等を適切に管理し、本活動の目的以外に使用し、または、第三者に漏らしてはならない。但し、個人情報について本人の承諾を得た場合、及び個人が特定できない統計情報としての使用はこの限りではない。また、乙は当該施設での活動が終了した時点で、施設情報及び個人情報等を破棄しなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第14条 乙は、活動の履行から生ずる権利または義務を第三者に譲渡しまたは、承継してはならない。

(取り組みの評価)

第15条 甲及び乙は、実施した啓発活動の成果を検証するため、啓発活動の評価の実施に努めるものとする。

(公開の原則)

第16条 この協定に基づく啓発活動の実施に関する事項は公開を原則とし、甲が決定する公開に関する事項について乙は特別な事情がない限り従わなければなければならない。

(協定の有効期限)

第17条 この協定の有効期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日迄とする。

(協議事項)

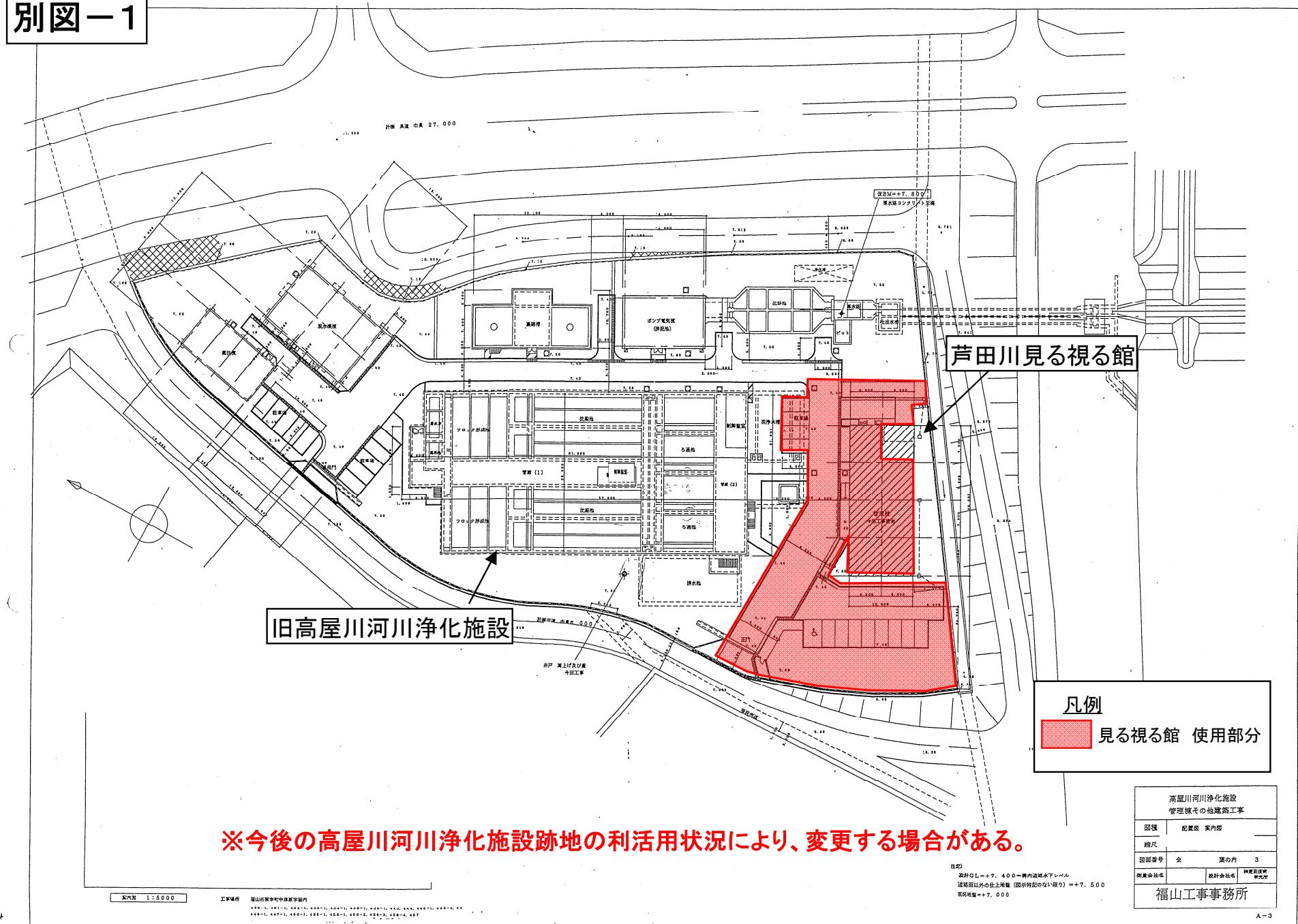
第18条 本協定に定めのない事項または疑義を生じた事項については、甲乙協議の上定めるものとする。

この協定締結の証として、本書を2通作成し、甲乙押印の上、各自1通を保有する。

令和8年 3月 日

甲 芦田川流域総合啓発作業部会会長

別図-1

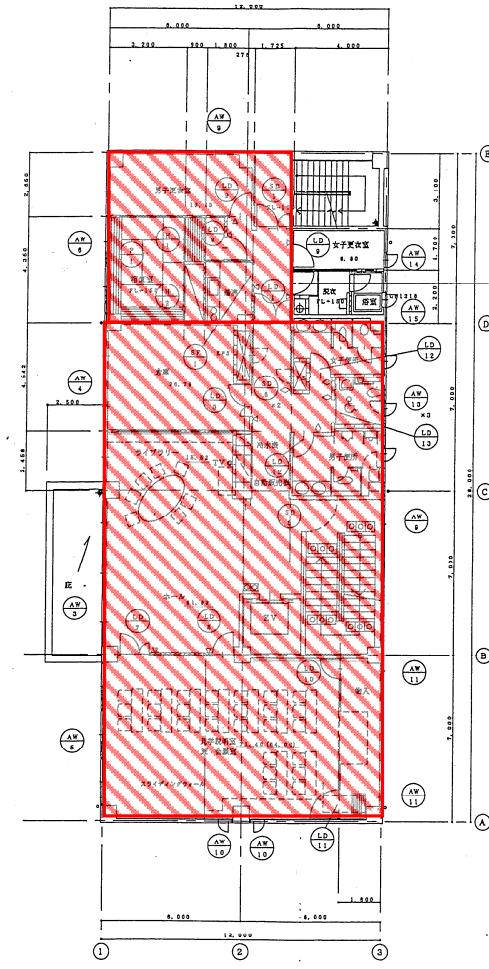
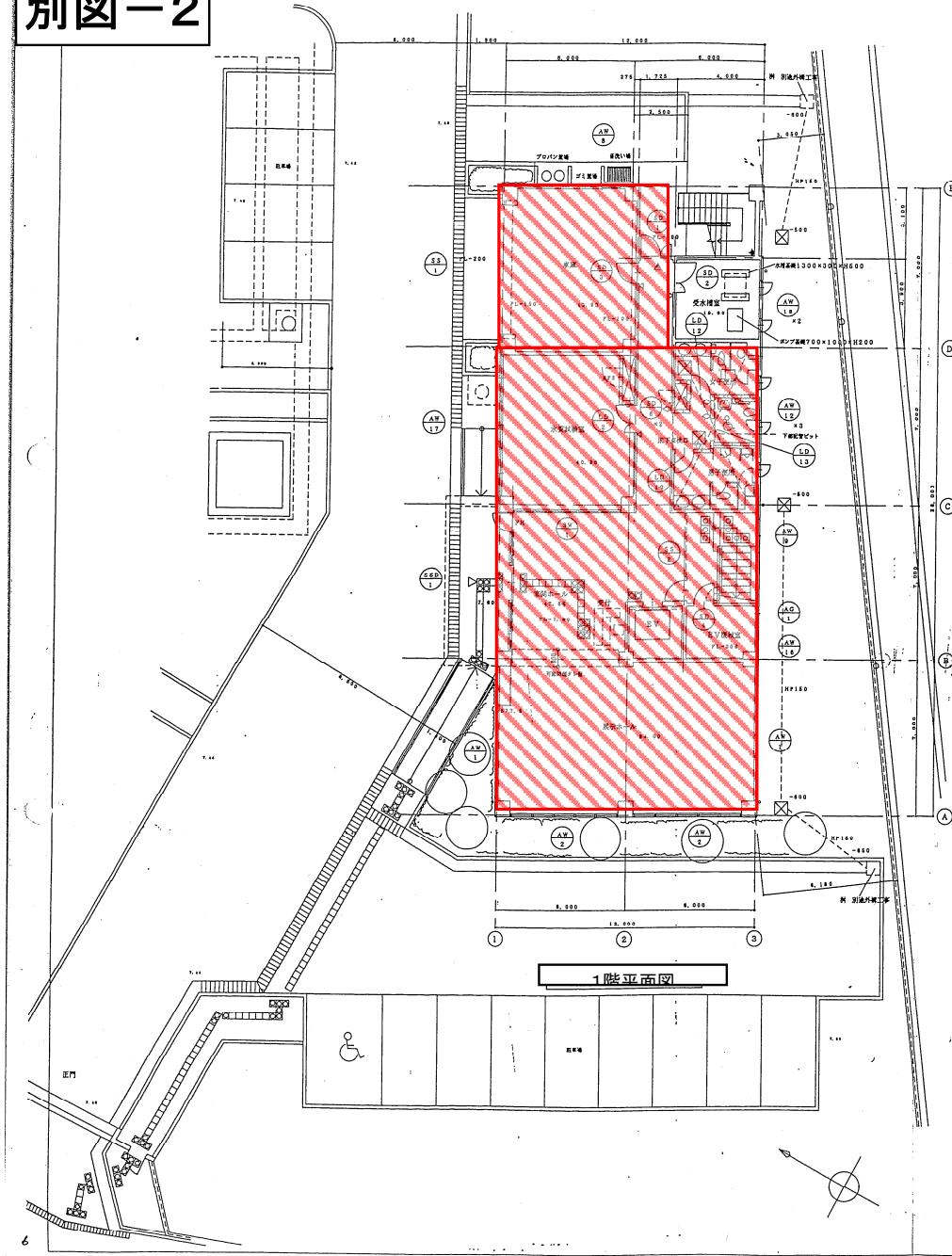


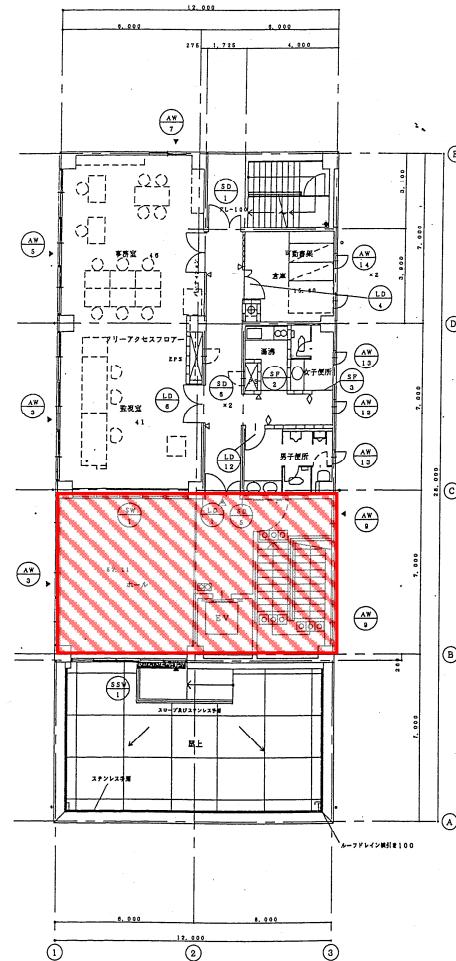
※今後の高屋川河川浄化施設跡地の利活用状況により、変更する場合がある。

注記
設計GL = +7.400 (構内道路水下レベル)
道路面以外の仕上地盤 (図示特記のない限り) = +7.500
現況地盤 = +7.000

図種	配置図	案内図	
縮尺			
図面番号	全	案の内	3
新規会社名	設計会社名	検討会社名	実行会社名

別図-2





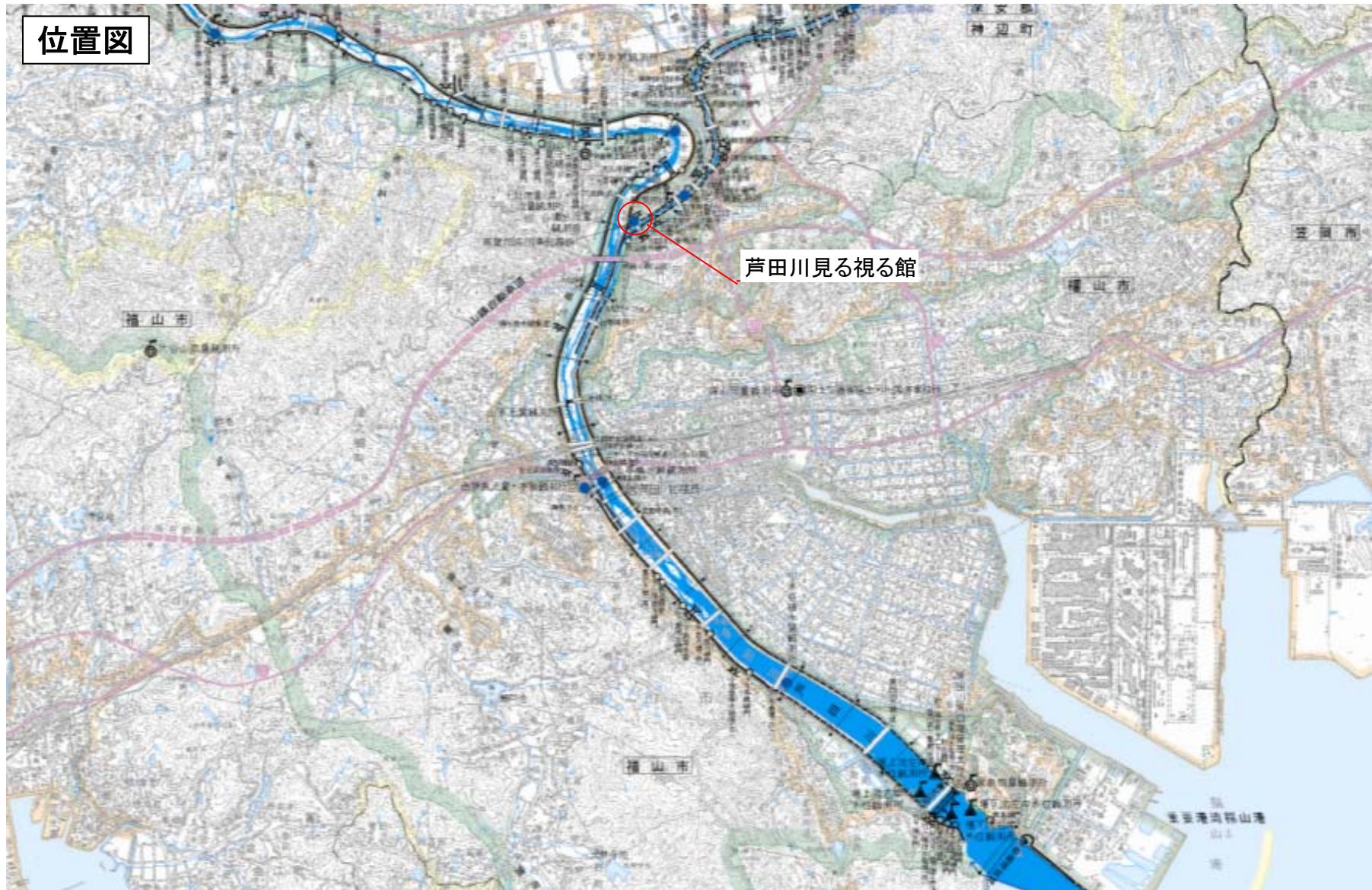
占用面積計算書

名 称	細別	面積	備考(計算式等)
芦田川河川浄化施設	通路部	3,712.0 m ²	プランメーターによる
芦田川見る見る館	1階	308.0 m ²	(28m × 12m) - (7m × 4m)
合 計		4,020.0 m ²	
芦田川見る見る館 使用面積(参考)	2階	308.0 m ²	〃
	3階	84.0 m ²	7m × 12m

凡例

見る見る館 使用部分

位置図



芦田川流域環境啓発活動協力団体申請書

令和 年 月 日

芦田川流域総合啓発作業部会長 殿

主たる事務所の所在地

名 称

代表者 氏名

芦田川見る見る館での啓発活動について、協力団体として活動したいので申請します。

施設の名称：芦田川見る見る館

(添付書類)

1. 芦田川見る見る館での啓発活動に関する事業計画書・収支計画書・誓約書（様式第4号、第5号、第6号）
2. 申請日の属する事業年度の前事業年度より直近2ヶ年における決算報告書（貸借対照表、損益計算書等）。その他団体については財務状況を明らかにする書類。
3. 申請日の属する事業年度の前事業年度より直近2ヶ年における事業報告書その他団体の業務内容を明らかにする書類。
4. 定款、寄付行為、規約又はこれらに類する書類。
5. 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書。（履歴事項全部証明書）
6. 納税証明書
 - (ア) 法人の場合は、国税、都道府県税、市町村民税（法人所在市町村民税）
 - (イ) 設立1年未満の場合は、代表者の納税証明書（国税、都道府県税、市町村民税）
 - (ウ) その他団体の場合は、代表者の納税
7. その作業部会長が必要と認める書類。

芦田川流域環境啓発活動協力団体募集要項等に関する説明会参加申込書

令和 年 月 日

芦田川流域総合啓発作業部会長 殿

申込者住所

名 称

代表者氏名

1. 参加希望者

役職名	氏名

【連絡先】

団体名 _____

担当者職・氏名 _____

電話番号 _____

FAX番号 _____

芦田川流域環境啓発活動協力団体募集要項等に関する質問書

令和 年 月 日

団体名
所在地
担当者氏名
電話番号
FAX番号
電子メール

募集要項 ・仕様の別	頁	項目 番号	質問項目	質問の内容

※欄が不足する場合等は、適宜追加してください。

団体名	
-----	--

芦田川見る見る館での環境啓発活動に関する計画書

(記載上の注意)

※用紙はA4版縦、書式は自由とします。必要であれば、図表添付も可とします。

※ページ数の制限はありません。

1. 団体の概要

団体社名			
代表者氏名			
所在地	〒		
設立年月日			
資本金(基本財産)			
従業員数			
沿革			
事業内容 (経営理念)			
応募理由			
担当者	所属・職名		電話番号
	氏名		FAX番号
	メールアドレス		

2. 利用の基本的な考え方

貴団体が芦田川見る見る館で啓発活動を行うにあたっての取り組み方針を下記事項に留意しながら記載してください。

- ・施設の設置目的を踏まえた施設運営に関する基本的な考え方（募集要項1、3との関係）

（施設利用者として、どのような利用をし、何を目指すのかを記載してください。また、年間の一般開放の日数、開放時間については必ず記載してください）

3. 啓発活動にかかる企画提案について

芦田川流域の水質改善等にかかる啓発活動について、上述の利用の基本的な考え方を踏まえたうえで具体策があれば記載して下さい。（募集要項5（1））

（連携の強化や環境意識の醸成等を図るうえで必要なイベントなどの企画を記載してください。）

4. 活動体制にかかる提案について

休日の一般開放にかかる活動体制について、利用に関する事項を踏まえたうえで具体策があれば記載してください。（募集要項5（2））

（利用者の施設利用や安全面に配慮した一般解放時の運営体制について記載してください。）

5. 芦田川見る見る館での環境啓発活動にかかる組織等について

(1) 利用にあたっての組織図について記載をしてください。

(2) 人材育成及び担当者のサービス水準（環境にかかる啓発活動等）の維持向上にかかる方策について記載をしてください。

6. 収支計画（様式第5号等）について

収支計画の健全性について記載してください。

芦田川見る見る館での環境啓発活動に関する収支計画書

団体名称 ()

金額単位：千円

経費名等		令和8年度	備考(計算式等)
収入	部会からの経費		※基準価格以内で設定すること。
	その他		利子等
収入合計 (A)			
支出	人件費		啓発活動に従事する者に対する人件費
	通信費		電話等の連絡に関する費用等
	謝金		申請団体員以外の外部の委員・講師等への謝金
	旅費交通費		目的地までの交通費等
	保険料		啓発活動実施にあたって必要な保険料
	その他		
支出合計 (B)			
(A) - (B)			

1. 金額は、消費税及び地方消費税を含んだ金額を記入してください。
2. 活動経費は、見る見る館の施設を利用できる範囲における活動にのみ計上できます。
3. 積算根拠等を備考欄に記載してください。(別紙でも可)
4. 項目においては、申請者の事業運営見込みにより追加、削除して差し支えありません。
5. 他の欄に金額を計上する場合は、備考欄に内容等を記載してください。

誓 約 書

当社は、芦田川流域環境啓発活動協力団体 募集要項に定める応募資格中の下記事項について、すべて該当する者であることを誓約いたします。

1. 代表者及び役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられているものがいないこと。
2. 会社更生法及び民事再生法等による手続きをしている団体でないこと。
3. 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 項に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行うものでないこと。
4. 国税及び地方税の滞納がないこと。
5. 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない法人であること。

住 所

団 体 名

代表者氏名

印

令和 年 月 日

応募辞退届

芦田川流域総合啓発作業部会長 殿

住 所

団体名

代表者氏名

印

当社は、芦田川流域環境啓発活動協力団体の公募に対して応募しましたが、下記の理由により応募を辞退します。

記

(応募を辞退する理由)

令和 年 月 日

申 立 書

芦田川流域総合啓発作業部会長 殿

住 所

団 体 名

代表者氏名

印

芦田川流域環境啓発活動協力団体の募集に係る申請書類について、下記のとおり申し立てます。

記

以下の提出書類については、該当ありません。

(該当のない提出書類の名称)

(該当のない理由)